

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年10月1日から平成33年9月30日までの5年間

2 内容

目標1：職員の育児休業等の取得率について、現状を下回らないこととし、短時間勤務制度や子の看護休暇制度等の周知、情報提供を行う。

<対策>

平成28年10月～ 職員の男女を問わず、育児休業等が取得できることを、また育児休業復帰後の働き方にも柔軟に対応できることの周知を徹底する。

目標2：年次休暇の有効的な利用を促進し、職員のライフワークバランスの充実に促す。

<対策>

平成28年10月～ 公休日と年次休暇の組み合わせにより連続した休暇の取得を推奨し、啓発活動を図る。

目標3：所定外労働を削減するための措置を講ずる。

<対策>

平成28年10月～ 勤務体制の見直しや仕事量の平衡化により、所定外労働の削減に取り組む。